

# 公務員の特定接種対象者について②

資料3-4

新型インフルエンザ等対策有識者会議  
(第8回)(平成25年4月16日)資料抜粋

## 1. <<基準1>>に該当する公務員(警察・防衛・消防・海保を除く)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	政府対策本部員 (総理、国務大臣等)	約40人
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	約90人
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係業務	内閣官房職員(官邸・閣議関係職員)	約50人
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	約10人
各府省庁の意思決定・総合調整に関する業務(秘書官業務を含む)	各府省庁政務三役(大臣・副大臣・大臣政務官)及び各秘書官	約170人
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部業務 ○業務の考え方については、以下の通り ・ 対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員、各府省庁対策幹事会構成員、各府省庁対策本部事務局担当者	内閣府 約90人 (外局たる庁等を含む)
		総務省 約40人
		法務省 約40人
		外務省 約20人
		財務省 約30人

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

(注3) 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えたと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

# 公務員の特定接種対象者について③

## 1. ≪基準1≫に該当する公務員(警察・防衛・消防・海保を除く)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部業務業務の考え方については、以下の通り ・ 対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策に専従する者のみ	<b>各府省庁対策本部構成員、各府省庁対策幹事会構成員、各府省庁対策本部事務局担当者</b>	文部科学省 約20人
		厚生労働省 約140人
		農林水産省 約20人
		経済産業省 約40人
		国土交通省 約40人
		環境省 約20人
		最高裁判所 約30人(注4)
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	<b>在外公館職員</b>	約13,400人※(発生時の対応として、発生国及び近隣国の在外公館の職員数に限定)
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫業務)	<b>検疫、動物検疫、入国管理、税関職員</b>	約7,500人
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	<b>国立感染症研究所職員</b>	約130人
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政関係)	<b>内閣法制局職員</b>	約20人

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

(注3) 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えたと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

(注4) 最高裁判所については、立法関係の機関であり、行政(各府省庁)とは異なるが、参考として記載。

# 公務員の特定接種対象者について④

## 1. ≪基準1≫に該当する公務員(警察・防衛・消防・海保を除く)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	都道府県対策本部員	都道府県知事、副知事、教育長、警視総監又は道府県警察本部長 等
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	市町村対策本部員	市町村長、副市町村長、教育長、消防長 等
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、検体採取、疫学的調査	保健所職員、市町村保健師、市町村保健センター職員	—

# 公務員の特定接種対象者について⑤

## 1. ≪基準1≫に該当する公務員(警察・防衛・消防・海保を除く)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む)	国会議員、国会議員公設秘書(政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書)	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	— —
国会の運営	国会関係職員	—
地方議会の運営	地方議会関係職員	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法関係)	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	—

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。国会、地方議会についても、発生時に議会で議論すべき課題の状況に応じて柔軟に対応する。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

# 公務員の特定接種対象者について⑥

## 2. <<基準2>>に該当する国家公務員(裁判所、検察庁、刑事施設等)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
令状発付に関する業務	裁判所職員	約3,700人
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する業務	検察官	約2,700人
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備業務  ※ 刑事施設(刑務所、拘置所、少年刑務所)、少年院、少年鑑別所(以下「刑事施設等」という。)の職員については、直接に国民の緊急の生命保護や秩序の維持に関わる者ではないが、被収容者の逃走や暴動等が生じた場合には一般国民の生命や社会の秩序維持に大きな影響を及ぼすことから、特定接種の対象となり得ると考えられる。	刑事施設等職員	約12,000人

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

(注3) 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えたと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

# 公務員の特定接種対象者について⑦

## 3. <基準2>に該当する公務員（警察・防衛・消防・海保・国家の危機管理） 警察・防衛・消防・海保については<基準1>と<基準2>の両方の業務に該当

(1) 警察・消防・海保については以下の考え方で特定接種対象者を整理

- 当該組織の責務・任務を果たすために即応することが必要な業務(当該業務の発生に備えて平時から一定の人員数を確保しなければならない場合を含む。)を行う者については、特定接種の対象とする。
- 本庁に勤務する者については、各府省庁と同様の考え方とする。

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	約21万人／約29万人
救急業務 消火・救助等	消防職員	約13万人／約16万人
	消防団員	約12万人／約88万人(注1)
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため 船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	約0.9万人/約1.3万人
国家の危機管理に関する業務	内閣官房・各府省庁職員	(注2)

(注1) 消防団員については、消火活動等における重要性に鑑み、常勤換算等の考え方を踏まえた人数。

(注2) 国家の危機管理に関する業務の人数については、公開することにより国家の安全が害されるおそれがあることから非公開とする。

(2) 防衛については、以下の理由により、3つのセクションに分けて対象者を整理

- 国防上の観点から、自衛隊の部隊について特定接種対象者の選定結果を公表することが困難であること。
- 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況によって、発生時に特定接種の対象とすべき者について判断の余地があること。

- ① 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況に関わらず、**特定接種の対象となる者(約1.1万人)**
  - ・ 防衛医科大学病院及び自衛隊病院等における診断・治療を行う者
- ② 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況により、**特定接種の対象が変動する者(約27万人)**
  - ・ 自衛隊の各部隊等に勤務する者
- ③ 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況に関わらず、**特定接種の対象とならない者(約0.2万人)**
  - ・ 防衛大学校、防衛研究所等に勤務する者

(注3) 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えたと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。